

アウトドアカルチャーの大博覧会



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

2026

JUNE 26-27-28, 2026
MAKUHARI MESSE

アウトドアライフの最新を
知って、買えて、体験できる。

INDEX

GREETINGS ご挨拶	3
SHOW CONCEPT イベントコンセプト	4
ABOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2026 TOKYO OUTDOOR SHOW 2026について	5-6
ABOUT TOKYO DOG SHOW 「TOKYO DOG SHOW」について	7
ABOUT THE SHOW 開催概要	8
REGULATIONS ご出展にあたって	10-12
VENUE 会場概要	13
TIMETABLE スケジュール	14
SHOW IMAGES 開催イメージ	15-16
PREVIOUS HALL LAYOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2026の開催概要	17
BOOTH LAYOUT 出展概要（出展スペースについて）	18-20
PRICES 出展小間料金	21
PASSES AND TICKETS 出展者の管理および配布物	22
PROCEDURES 手続きの流れ	23
TERMS AND CONDITIONS 出展規定	24-38
HOW TO APPLY 出展お申し込み方法	39
CONTACT お問い合わせ	40

“アウトドアカルチャーの大博覧会”をテーマにした総合展示イベント TOKYO OUTDOOR SHOW 2026 を、昨年に引き続き幕張メッセで開催します。

2012年に代々木公園からスタートしたTOKYO OUTDOOR SHOWは、豊洲・お台場・オンラインなどを経て、2022年からは幕張メッセへ舞台を移し、日本最大級のカスタムカーイベント「TOKYO AUTO SALON」との併催も行ってきました。2024年からは単独開催へと進化し、2025年にはさらに規模を拡大。そして2026年は、幕張メッセでの単独開催3回目、さらに愛犬家のためのイベント「TOKYO DOG SHOW」との併催2回目となります。

会場では、最新のアウトドアギアやウエアはもちろん、エコロジーやモビリティ、ツーリズム、食品、住宅など、アウトドアライフをより豊かにする幅広いジャンルが集結。また体験コンテンツや、実際に購入できるブースも多数登場します。

さらに本イベントは単なる展示にとどまらず、アウトドアの新しいトレンドや技術、そして次世代のライフスタイルを発信する場として、来場者に新しい発見や学びも提供します。アウトドアとペットカルチャーの融合を含め、日常をより楽しむためのヒントを体感いただけます。

アウトドアカルチャーの未来を提案する「TOKYO OUTDOOR SHOW 2026」にぜひご期待ください。



SHOW CONCEPT

イベントコンセプト

自然に優しく、自然を楽しむ。

アウトドアを通して多様性のある生活をもっと楽しむ。

様々な技術革新に伴い、ますます進化していくアウトドアの製品と、それを取り巻くカルチャー。中でも、日本はあらゆる要素を取り入れながら独自の発展を続け、なお盛り上がりを見せています。豊かな自然環境を背景に、キャンプや登山、ハイキング、釣りなどのアクティビティを気軽に楽しみ、道具やウエア、モビリティといった関連アイテムも大手メーカーによる革新的なものから、ガレージブランドによる独創的なアイテムまで幅広く生まれ続けています。またアクティビティを通じた自然との触れ合いから、エコロジーやサステナビリティへの関心も高まっており、日常生活においても自然に優しい暮らしを実践する人も増えています。

本イベントでは、アウトドアカルチャーを軸に、暮らしを豊かにするための多様な情報を一堂に集めます。最新のアウトドアギアの紹介や、実際に体験できるアクティビティの場、移動を快適にするモビリティの提案に加え、クルマやペットとの関わりを含めたライフスタイル全体を提案。その中にはアウトドア活動にとって大切な自然環境保護についてもNPO団体の展示を軸に学びや気づきを来場者に届けます。

さらに、アウトドアとモビリティ、ツーリズム、食品、住宅といった周辺分野をより深く結びつけ、異業種コラボレーションによる新しいカルチャーも発信していきます。その掛け合わせは、従来の枠を超えた新たな経済圏を生み出し、アウトドアを基点とした豊かなライフスタイルと新しいマーケットの可能性を広げていきます。



ABOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2026

TOKYO OUTDOOR SHOW 2026について

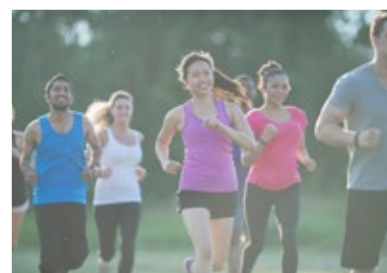
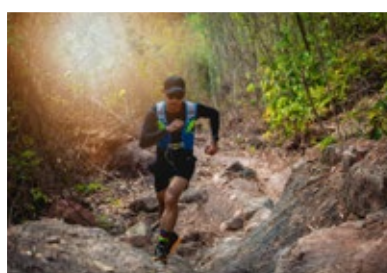
ますます広がるアウトドアの世界。

多彩な体験と最先端が集うTOKYO OUTDOOR SHOW 2026

TOKYO OUTDOOR SHOW 2026は「多様で最先端のアウトドア」をテーマに、最先端のアウトドア／カルチャーと多様なアクティビティを一堂に紹介するイベントとなります。日常に浸透したアウトドアは、キャンプ・ハイキング・登山・トレッキング・釣り・クライミング・サイクリング・ランなど、その範囲は非常に幅広いものです。2025年にフォーカスし好評を得ましたハイキングや登山、トレイルランニングといった“移動するアクティビティ”はもちろん、2026年は「ラン」を加え、より幅広い層に訴求できる新しいアウトドアライフスタイルを提案します。

また会場では最新の技術を集め作られたアウトドアギアやウェア、モビリティ、そして日本を含むアジアの最新アウトドアカルチャーを体感できるブースを展開いたします。もちろん今まで同様、実際に体験できるアクティビティエリアや子どもが楽しめるキッズエリアも。来場者はその場で体験し、自分に合ったアイテムを見つけ、気に入った商品は即購入できる仕組みも充実させます。

「TOKYO OUTDOOR SHOW 2026」はマーケットのさらなる活性化を促すとともに、来場者がアウトドアの未来や広がりを感じられる場を目指します。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

ABOUT TOKYO OUTDOOR SHOW 2026

TOKYO OUTDOOR SHOW 2026について

アウトドアとつながる、新しいモビリティ体験を提案

毎回注目を浴びているモビリティ展示。各メーカーの最新モデルから、アウトドアライフを豊かにするパーツまで、実際に現物を見られることで好評をいただいております。モビリティは今やアウトドアの活動においては単なる移動手段ではなく、アウトドアライフパートナーともいえる立ち位置となっています。そのため、機能性や自分とのマッチング具合など、こだわりを持って選択されている方が多くなってきました。

これまでのTOKYO OUTDOOR SHOWでは、アウトドアブランドとモビリティメーカーの「コラボレーション」による展示が注目を集めてきましたが、2026年も重要なキーワードとして展開いたします。アウトドアへのこだわり、モビリティへのこだわり、それらをマッチングさせ、世界観として来場者に提案できる「コラボレーション展示」。マーケットMIXのメリットも非常に大きいこちらに是非ご期待ください。

最新モデルの展示が メディアでも話題に



アウトドアライクなパーツも提案



軽から大型まで キャンピングカーは大人気



クルーザーの展示は会場中が注目



スタイリストを活用し 世界観を表現



ジムニー特別展示 JIMNY CLASSIX



2025年のコラボレーション展示実績

TOYOTA GAZOO RACING × A&F
DEFENDER × MOSS TENT
LLビーン × コンチネンタルタイヤ・ジャパン
シトロエン・無印良品キャンプ場
GO OUT × OPEN COUNTRY



ABOUT TOKYO DOG SHOW

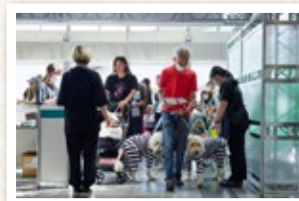
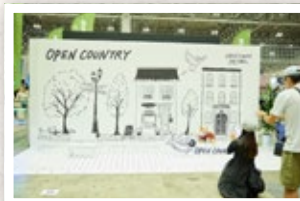
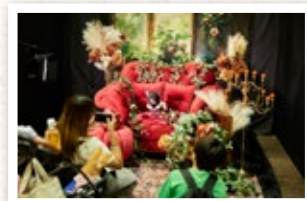
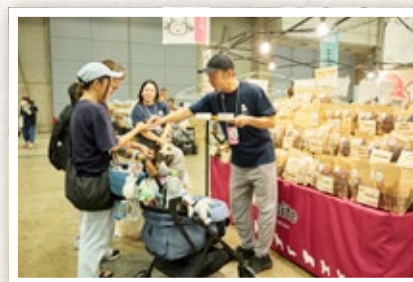
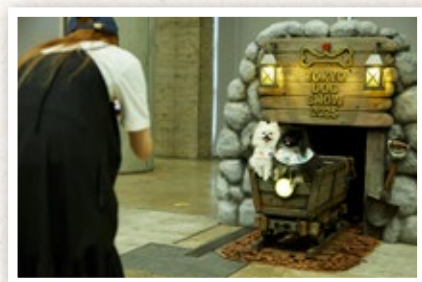
TOKYO DOG SHOW 2026について

人と犬の温かく豊かな生活を応援します!

「TOKYO DOG SHOW」は、犬にまつわるフードやグッズなどの出展者様の展示・販売ブースに加えて、コンテンツとしてプロカメラマンによる撮影会や似顔絵コーナー、多種多様なオリジナルフォトスポットの設置などを行います。2回目の開催となるTOKYO DOG SHOW 2026は、室内ならではのイベント内容をさらに充実させ、暑い時期でありながらも、一日を通して愛犬とともに楽しめるイベントを目指します。

昨今のペット産業はペットを「家族」として捉える意識が高まり、市場規模が拡大しています。「大切な家族」との時間がこれまで以上に豊かになる空間をぜひお楽しみください。

また、展示会場では併催する「TOKYO OUTDOOR SHOW 2026」の会場へも行き来することが可能です。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

ABOUT THE SHOW

開催概要

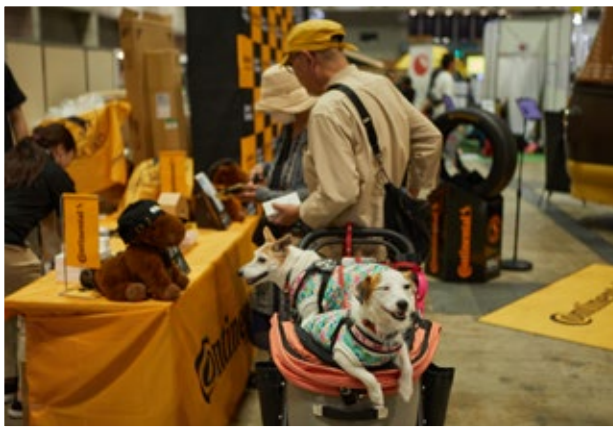
- 名称 TOKYO OUTDOOR SHOW 2026
- 主催 TOKYO OUTDOOR SHOW 実行委員会
- 企画・制作 株式会社三栄
- 期間
2026年6月26日(金) 10:00~18:00 ※ビジネスデイ
10:00~14:00 ※サイレントタイム
14:00~18:00 ※一般特別公開(予定)
27日(土) 10:00~18:00 ※一般公開
28日(日) 10:00~17:00 ※一般公開
※併催:TOKYO DOG SHOW 2026
- 開催会場 幕張メッセ(日本コンベンションセンター)
国際展示場 ホール1・2・3、屋外展示場
(千葉県千葉市美浜区中瀬2-1)
- 入場料金 27日(土)入場券・28日(日)入場券 ¥1,000(各日)
26日(金)特別入場券 ¥1,500
※TOKYO OUTDOOR SHOW 2026およびTOKYO DOG SHOW 2026共通
- 公式ホームページ <https://tokyoooutdoorshow.jp/>
<https://tokyoooutdoorshow.jp/dogshow>
- 想定来場者数 55,000人
(26日・27日・28日の3日間延べ)+ビジネスデイ来場者
- 実施予定コンテンツ
 - ・著名人によるアウトドアトークショー
 - ・人気ブランド&メーカーによるコラボ展示
 - ・異業種コラボの展示販売
 - ・自然環境保護を主題とした展示
 - ・著名人のモビリティ展示
 - ・アジアのアウトドアブランドエリア
 - ・最新アウトドアファッション展示販売
 - ・最新アウトドアギア&モビリティ、その他グッズなどの展示販売

※コンテンツは追加・変更になる場合がございます。

※会場内のペット入場はマナーパンツを着用している場合のみ可です。また、リードは2mまでのものをご利用ください。

なお、伸縮リード、ロングリードの使用は認めません。





REGULATIONS

ご出展にあたって

- ①出展される出品物は、当展示会の趣旨に沿った品目に限ります。すなわち、アウトドアシーンと関わりのあるギア、ファッション、カルチャー、食、クルマ・バイクなどのモビリティの展示、音楽、トークショー、アクティビティであることとします。そのうえで、出展された物品・サービスもしくは、その展示方法・装飾等が、当展示会の主旨に沿わない、または法令ないしは公序良俗に反すると実行委員会が判断した場合は、実行委員会は展示前・展示中を問わず直ちに当該物品の撤去を命ずることができます。この場合、当該出品物の撤去だけでは、当展示会の正常な運営に支障をきたすと実行委員会が判断したときには、実行委員会は当該出展者に対し、出展そのものの取り消しまたは中止を命ずることができるものとします。
- ②法令遵守はもとより、理由の如何にかかわらず、他の出展者、関係者、来場者、近隣施設・住民等に迷惑がかかる行為は禁止します。
- ③次に該当するものは出品ならびに展示・販売を禁止します。
引火性・爆発性または放射危険物、劇毒薬、麻薬、工業所有権を侵害する物品、輸出入または販売が禁止されている物品、裸火。
薬機法によって規制されている商品(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品)および未承認の商品、動物(昆虫を含む)等生き物(植物の展示は可能とします)。なお、TOKYO DOG SHOW 2026での出展に限り犬の連れ込みが可能です。動物の展示を行う際はTOKYO DOG SHOW 2026をご検討ください。また、TOKYO DOG SHOW 2026に出展の際は、TOKYO DOG SHOW 2026の出展規定に従ってください。
- ④工業所有権(産業財産権)出願前の発明考案にかかわる出展物の取扱いは、「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書」の発行申請を特許庁に出展者自身が行ってください。
※出展製品の公開・発表に際して「特許」、「実用新案」または「意匠」、「商標」出願を検討する出展者においては、直接特許庁までお問い合わせください。
- ⑤外国貨物を出品する場合は、通関手続きをとり、国内貨物にした上で出品してください。特に会場内で、消耗または加工する物品は国内貨物でなければなりません。
- ⑥実行委員会が特に認めた車両(競技専用車両等)を除くすべての展示車両は、車両保安基準に適合していることとします。なお、不適合車両については、実行委員会は展示前・展示中を問わずただちに撤去を命ずることができるものとします。また、実行委員会が特に認めた車両(ナンバー無し)の搬入・搬出に関しては、必ずキャリアカーにて運搬を行い、車両の積み降ろしは、会場内(の決められた場所)で行わなければなりません。
- ⑦道路交通法を遵守してください。
エンジンの空ぶかし、電飾をつけたまま走行する、必要以外に警音器を鳴らす行為、携帯・スマートフォンを見ながらの走行等、道路交通法に抵触する行為は会場内外問わずおやめください。
- ⑧撮影について
搬入出時、開催時間以外の撮影は原則禁止します。SNS(個人も含めて)へのアップも原則禁止とします。例外として他のブースが写り込まない、自社ブース内の撮影とSNSへのアップは可能とします。
会期中の撮影は原則自社ブース内とします。会場風景等を撮影する場合は、実行委員会に確認ください。また、自社ブース以外で撮影した動画、静止画の販売や収益化はできません。
- ⑨すべての出展者は当展示会のスケジュールを遵守していただき時間内に作業が終了するよう、スケジュールをご調整ください。やむを得ず定められた時間内に作業が終了しない場合は事務局に届け出のうえ、作業を行ってください。その場合、SNS配信等で残業時間帯を使用することは禁止いたします。

- ⑩すべての出展者は、出展案内および出展要項(出展受理後に送付)をよくご理解いただき、規定を遵守してください。なお、これに定めのない問題が発生した場合は、その解決にあたり、当展示会の安全および健全な運営と出展者全体の利益のために、実行委員会の決定に従っていただくことをあらかじめご了承ください。
- ⑪破産・民事再生法または会社更生法の手続き中である、または金融機関から当座取引停止処分を受けている場合、出展はできません。また、実行委員会が上記に等しいと認めた場合も同様とします。
- ⑫暴力団、暴力団員、暴力団員関係者、暴力団員関係企業、総会屋等(総称して「反社会的勢力」という)の出展はできません。
- ⑬各号のいずれかによって、出展者が何らかの損害を被った場合においても、実行委員会は当該出展者に対し、一切の賠償もしくは補償等の責を負いません。

第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますがこれに限りません。また外国における権利を含みます)を侵害する物品(いわゆる模倣品・偽造品)を展示、販売、配布、または上映すること、その他一切の行為は禁止します。出品物、その他の物品が模倣品・偽造品に該当する可能性が高いと実行委員会が判断した場合は、実行委員会は、該当物品の撤去その他の措置をとることができるものとします。出品物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

●出品物に関して

- ◆動物・昆虫などの生き物の展示・販売、および連れ込み(持ち込み)は禁止です(植物は可)。なお、TOKYO DOG SHOW 2026での出展に限り犬の連れ込みが可能です。また、TOKYO DOG SHOW 2026に出展の際は、TOKYO DOG SHOW 2026の出展規定に従ってください。
- ◆ブースを離れてのPRはお断り致します。チラシ配布、募金などは各出店ブースで行うようにして下さい。
- ◆本イベントでは環境問題への取り組みの一環として、プラスチックの過剰な使用を抑制する為、紙袋やバイオマス素材を使用した袋等の使用を推奨します。
サンプリング・商品購入時にプラスチック製レジ袋(ビニール袋)を使用するのではなく、環境保全に配慮した取り組みに是非ご協力ください。
- ◆本イベントでは参加者とのダイレクトな接点を創出できる体験型コンテンツ(例: アクティビティの体験、展示車両への搭乗体験など)や、来場者の関心を惹きつける新商品・限定商品の販売を積極的に推奨しております。出展に際しての諸手続き時(4月下旬申請受付開始予定)にご登録いただきますと、公式ホームページでもPRさせていただきます。
来場者に対するプロモーションの機会となりますので、ぜひご活用くださいませ。



● 広告表現の法令遵守について

製品に関する広告表現については、薬機法（医薬品医療機器等法）第66条、景品表示法第5条、健康増進法 第65条、独占禁止法 第19条等において規制されております。合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認を招く不当表示とみなされ、広告表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出が必要となります。詳細につきましては、下記に問い合わせをいただき、必ず確認を取ってください。また、販売に際しては会期中、会期後を問わず、購入者に対して連絡が取れるよう、必ず連絡先を明記してください。広告表現によって生じた会期中および会期後のトラブルに関して、主催者は一切責任を負いません。なお、確認を取らなかった場合も含めて、当展示会の主旨に沿わないと判断した場合には、該当の出品物の撤去を命ずることができます。

お問い合わせ

※詳細については、下記にお問い合わせください

景品表示法

消費者庁 表示対策課 TEL: 03-3507-8800(代)

東京都生活文化スポーツ局 消費生活部 取引指導課 表示指導担当

TEL: 03-5388-3068

薬機法

医薬品等の広告規制について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/koukokukisei/index.html

詳細は各都道府県の薬務課にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/topics/tp131111-01_1.html

VENUE

会場概要

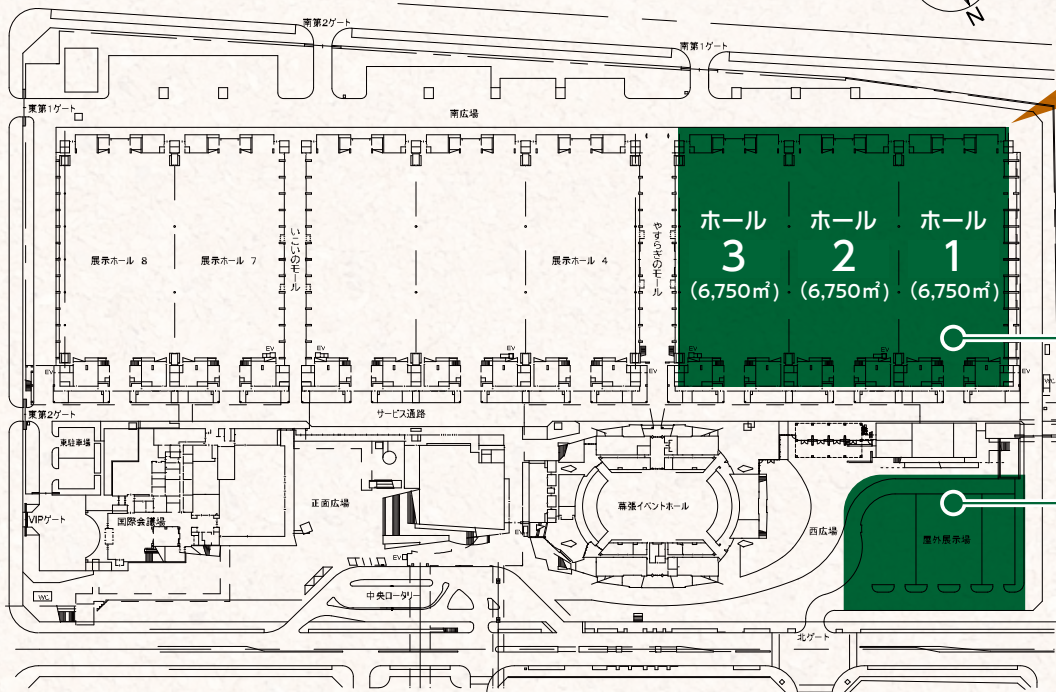
幕張メッセ(日本コンベンションセンター) 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1

TOKYO
DOG SHOW
2026
併催!

国際展示場
Hall 1・2・3
(合計20,250㎡)

屋外展示場

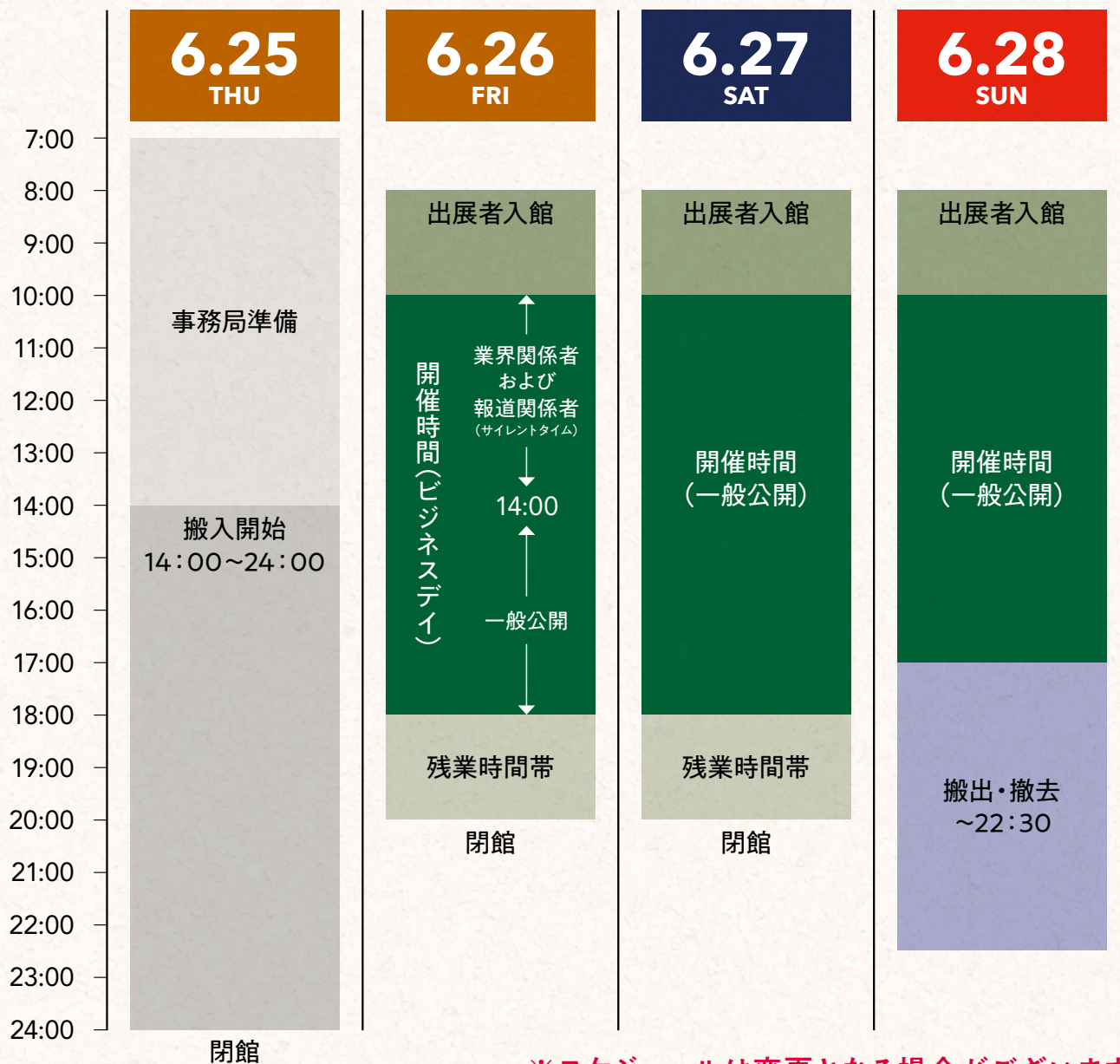
会場周辺
MAP



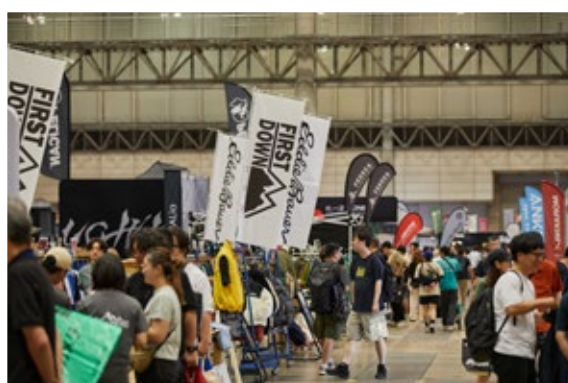
TOKYO
OUTDOOR
SHOW

TIMETABLE

スケジュール



※スケジュールは変更となる場合がございます。
詳しくは出展要項にてご確認ください。

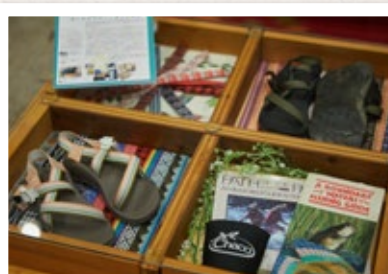


SHOW IMAGES

開催イメージ



TOKYO
OUTDOOR
SHOW



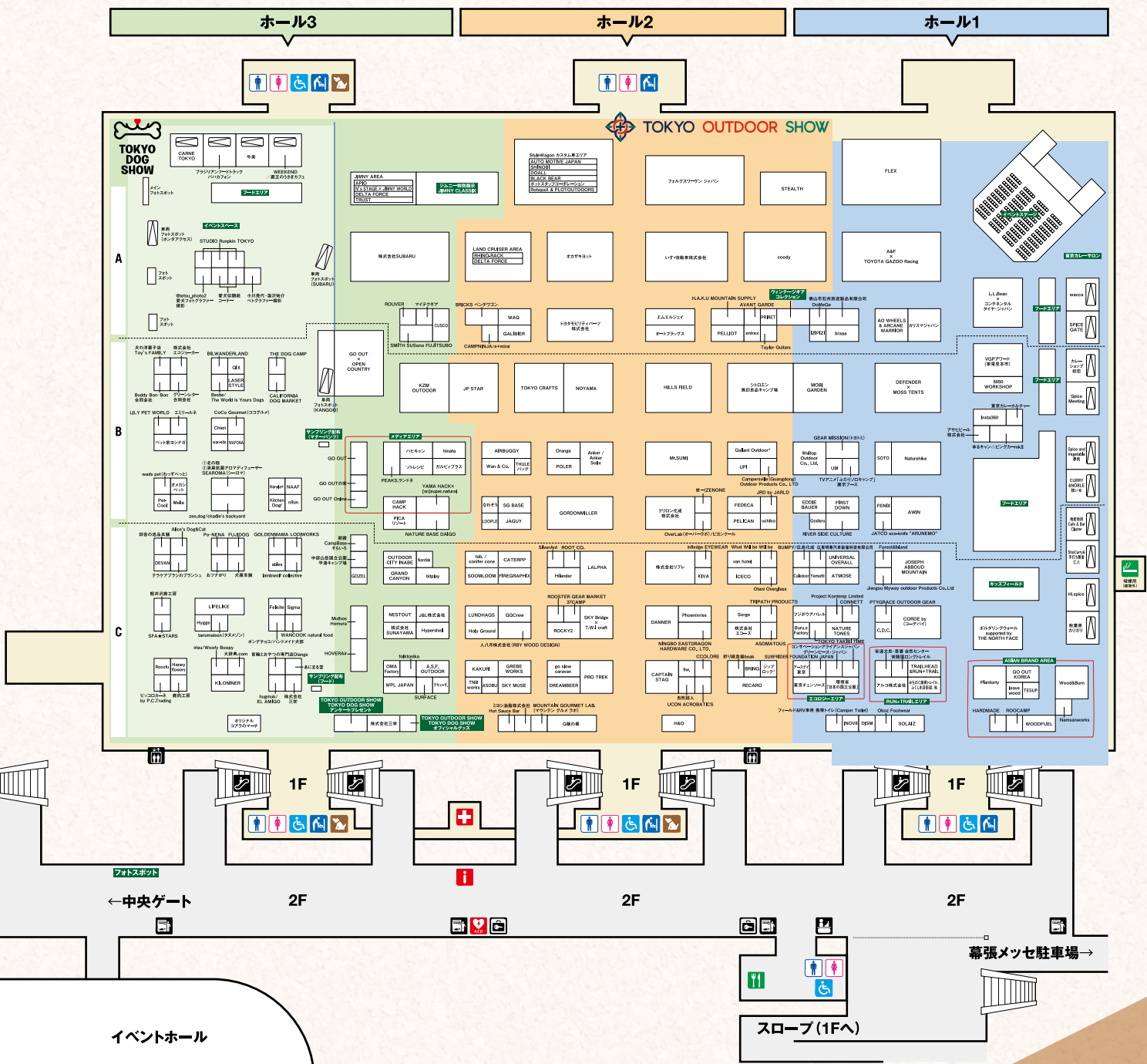
PREVIOUS HALL LAYOUT

TOKYO OUTDOOR SHOW 2025の開催概要

詳細はTOKYO OUTDOOR SHOW 2025の公式サイトのリンクまたはQRコードからご確認ください。

TOKYO OUTDOOR SHOW 2025 会場マップ

<https://2025.tokyooutdoorshow.jp/map-2025>



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

BOOTH LAYOUT

出展概要（出展スペースについて）

出展料金

1小間
170,000円
(税込187,000円)

※第二次申込み金額は
230,000円
(税込253,000円)

※6小間以上での出展の場合は
出展料金が割引となります

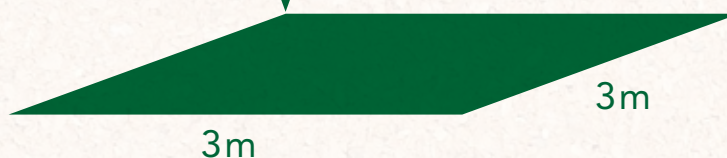
間口3m×奥行3m 高さ3.6m

スペース渡し(基本設備はありません)

※1列または2列に配置いたします。(隣接小間があります)

※2階建ての造作はできません。

3.6m



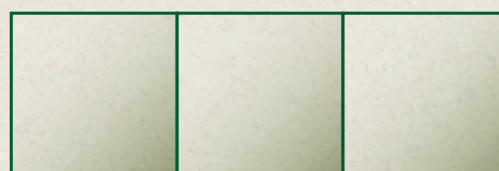
募集小間数と形状(隣接小間あり)



1小間 (1×1)



2小間 (1×2)



3小間 (1×3)



4小間 (2×2)

出展料金

1小間
150,000円
(税込165,000円)

※第二次申込み金額は
200,000円
(税込 220,000円)

6小間以上

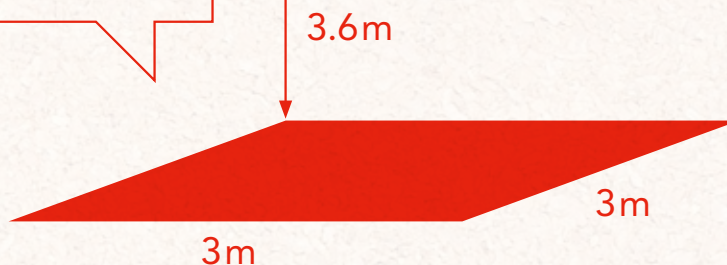
間口3m×奥行3m 高さ3.6m

スペース渡し(基本設備はありません)

※10小間以下は1列または2列に配置いたします。
(隣接小間があります)

※12小間以上は隣接のない独立小間(島小間)での
配置となります。

※2階建ての造作はできません。



募集小間数と形状(隣接小間あり)



6小間(2×3)



8小間(2×4)



10小間(2×5)



9小間(3×3)

募集小間数と形状(隣接小間なし)



12小間(A)(2×6)



12小間(B)(4×3)



15小間(3×5)



18小間(3×6)



20小間(4×5)



24小間(4×6)

出展料金

1小間
150,000円
(税込165,000円)

※第二次申込み金額は
200,000円
(税込220,000円)

30小間以上
間口3m×奥行3m **高さ6m**

スペース渡し(基本設備はありません)

※隣接のない独立小間(島小間)の配置となります。
※30小間以上の場合は高さ制限が6mとなります。

6m

3m

3m

募集小間数と形状(隣接小間なし)



30小間(5×6)



36小間(6×6)



42小間(7×6)



48小間(8×6)

※48小間以上での出展をご希望の際は、事務局までご相談ください。

PRICES

出展小間料金

※第一次申込み期限までにお申し込みいただけますと、下記の割引金額が適用となります。

※第一次申込み、第二次申込みともに、6小間以上での出展の場合は出展料金が割引となります

※スペース渡しとなり、一切の基本設備はございません。

※出展位置は実行委員会が決定いたします。

3月1日(日)
17:00まで

4月15日(水)
17:00まで

	小間数	スペース	第一次申込み金額	第二次申込み金額
1 ～ 10小間 隣接小間あり	1小間	間口 3m×奥行 3m×高さ 3.6m	¥170,000 (税込¥187,000)	¥230,000 (税込¥253,000)
	2小間	間口 6m×奥行 3m×高さ 3.6m	¥340,000 (税込¥374,000)	¥460,000 (税込¥506,000)
	3小間	間口 9m×奥行 3m×高さ 3.6m	¥510,000 (税込¥561,000)	¥690,000 (税込¥759,000)
	4小間	間口 6m×奥行 6m×高さ 3.6m	¥680,000 (税込¥748,000)	¥920,000 (税込¥1,012,000)
	6小間	間口 9m×奥行 6m×高さ 3.6m	¥900,000 (税込¥990,000)	¥1,200,000 (税込¥1,320,000)
	8小間	間口 12m×奥行 6m×高さ 3.6m	¥1,200,000 (税込¥1,320,000)	¥1,600,000 (税込¥1,760,000)
	9小間	間口 9m×奥行 9m×高さ 3.6m	¥1,350,000 (税込¥1,485,000)	¥1,800,000 (税込¥1,980,000)
	10小間	間口 15m×奥行 6m×高さ 3.6m	¥1,500,000 (税込¥1,650,000)	¥2,000,000 (税込¥2,200,000)
12 ～ 48小間 隣接小間なし	12小間	間口 18m×奥行 6m×高さ 3.6m または 間口 12m×奥行 9m×高さ 3.6m	¥1,800,000 (税込¥1,980,000)	¥2,400,000 (税込¥2,640,000)
	15小間	間口 15m×奥行 9m×高さ 3.6m	¥2,250,000 (税込¥2,475,000)	¥3,000,000 (税込¥3,300,000)
	18小間	間口 18m×奥行 9m×高さ 3.6m	¥2,700,000 (税込¥2,970,000)	¥3,600,000 (税込¥3,960,000)
	20小間	間口 15m×奥行 12m×高さ 3.6m	¥3,000,000 (税込¥3,300,000)	¥4,000,000 (税込¥4,400,000)
	24小間	間口 18m×奥行 12m×高さ 3.6m	¥3,600,000 (税込¥3,960,000)	¥4,800,000 (税込¥5,280,000)
	30小間	間口 18m×奥行 15m×高さ 6m	¥4,500,000 (税込¥4,950,000)	¥6,000,000 (税込¥6,600,000)
	36小間	間口 18m×奥行 18m×高さ 6m	¥5,400,000 (税込¥5,940,000)	¥7,200,000 (税込¥7,920,000)
	42小間	間口 18m×奥行 21m×高さ 6m	¥6,300,000 (税込¥6,930,000)	¥8,400,000 (税込¥9,240,000)
	48小間	間口 18m×奥行 24m×高さ 6m	¥7,200,000 (税込¥7,920,000)	¥9,600,000 (税込¥10,560,000)

※30小間以上での出展時の高さ上限は6mまでとなります。

※48小間以上での出展をご希望の際は、事務局までご相談ください。

※第一次出展申込みの状況によっては第二次出展申込みを実施しない場合がございます。

PASSES AND TICKETS

出展者の管理および配布物

●関係者登録リストの作成

◆関係者登録リストのフォーマットを別途お送りいたします。

安心、安全な環境づくりのため、防犯等の観点により会場内に入場するすべての関係者を管理していただくよう、ご協力をお願いいたします。出展者の皆様は出展に関わるすべての関係者リストを2026年6月23日(火)までに作成してください。事務局へのリストの事前提出は行っていただかなくて結構です。

	出展者パス	搬入出 リストバンド	搬入出車両証	特別招待券 (金)	招待券 (土/日)
1~4小間	7	7	5	1小間につき 30枚	1小間につき 30枚
6~8小間	12	12	10		
9~10小間	20	20	15		
12~18小間	30	30	20		
20~24小間	35	35	25		
30~36小間	40	40	30		
42~48小間	45	45	35		

※上記規定数以上の出展者パスの申し込みは出展要項にてご案内いたします。出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。

特別招待券	ビジネスデイ 6月26日(金) 業界関係者および報道関係者 (サイレントタイム) 10:00~14:00 一般特別公開 14:00~18:00	10:00~18:00	●6月26日(金) ビジネスデイのみ対象 ●10:00~14:00(業界関係者および報道関係者)は高校生以下(高校生・中学生)の入場は不可。 (ただし小学生、未就学児、乳幼児においては保護者同伴にて入場可) ●関連業者・協力業者等の業界関係者用特別招待券です。 ●業界関係者等でも名刺でのご入場はできません。
一般招待券	一般公開日 6月27日(土) 6月28日(日)	6月27日(土) 10:00~18:00 6月28日(日) 10:00~17:00	●6月27日(土)・28日(日) 一般公開日のみ対象。 6月26日(金)はご入場できません。 ●小学生以下は保護者同伴に限ります。

※会期中は搬入出リストバンドのみで会場内へ入ることはできません。

※出展者パスを着用されている場合は、搬入出リストバンドの着用は必要ありません。

PROCEDURES

手続きの流れ

出展申込みは、TOKYO OUTDOOR SHOW 公式Webサイトよりお申込みくださいますようお願い申し上げます。

また、当事務局からの連絡事項や出展に関する諸手続きにつきましても、公式Webサイトからの手続きとなりますので、インターネット環境やメールアドレスのご用意をお願いいたします。

2025年 10月	10月15日(水) 10:00	「TOKYO OUTDOOR SHOW 2026」公式サイトオープン／ 出展案内を公式WEBサイトに公開
	10月15日(水) 10:00	第一次出展申込み開始
2026年 2月	2月上旬～順次	「出展受理書」の送付
	3月1日(日) 17:00	第一次出展申込み終了
3月	3月2日(月) 10:00	第二次出展申込み開始 ※第一次出展申込みの状況によっては第二次出展申込みを実施しない場合がございます (出展受理書は順次送付)
	3月9日(月)	キャンセル料50%発生開始日
4月	4月1日(水)	キャンセル料100%発生開始日
	4月上旬	「出展要項」を公式WEBサイト出展者ページにて公開
	4月15日(水) 17:00	第二次出展申込み終了
5月	4月下旬	諸手続き開始
	4月下旬	「請求書」の送付 (予定)
	5月上旬	「小間割図」および「出展者一覧」の送付
6月	5月中旬	「手続書類」の手続き締切
	5月中旬	「パス類、招待券」の送付
	5月29日(金)	出展料金入金締切
6月	6月26日(金)～28日(日)	「TOKYO OUTDOOR SHOW 2026」開催

事務局は、必要と認めた場合、出展規定の一部を変更する場合があります。
変更された規定内容については、出展受理後に送付します「出展要項」に記載いたします。

この期間に手続きの必要な書類

- 公開用出展者データ(Web)
- 施工業者登録
- パス類追加請求
- 電気供給申込み
- アンカー工事申請
- リース備品
- アンケート回答者プレゼント協賛

※キャンセル料金の発生は受理書が届いている場合に発生します。なお、受理書の到着が4月1日以降の場合は届き次第、100%のキャンセル料金が発生いたします。

TERMS AND CONDITIONS

出展規定

● 自社装飾施工の管理について

- ① 自社小間内の出品物・装飾物はすべて出展者または装飾施工担当者の責任において管理してください。
- ② 自社小間内の装飾物は、安全で堅牢な構造を基本として設計および施工を行ってください。
- ③ 小間の責任者もしくは装飾施工担当者は、小間内の装飾が完了した段階で、安全や規定に問題がないか確認をしてください。
- ④ 目視により安全性が不十分と判断された装飾物については、事務局より小間内責任者もしくは装飾施工担当者へ確認をする場合があります。

● 搬入・搬出時の安全衛生について

出展者ならびに施工業者は搬入・搬出時において特に以下の安全衛生に留意し、作業員の事故・災害防止に努めてください。

- ① ヘルメットの着用。
- ② 高所作業時の安全帯の使用。
- ③ 脚立、ローリングタワー等の適正な使用。
- ④ 危険、有害業務に対する有資格者の配置と適正な運用。
- ⑤ 作業に適正な服装。
- ⑥ その他安全衛生に関わる法令の遵守。

● 搬入・搬出時の安全衛生について

◆ 以下の規定に違反していると事務局が判断した装飾・展示に関しては、理由の如何によらず、会期中でも改善・撤去を命ずる場合があります。これに従っていただけない際には、出展を中断していただく場合もあります。この際に発生する一切の費用は出展者の負担とします。

- ① すべての出品物および装飾物は自社小間の空間内において展示しなければなりません。パネル自立のためのアングル材などすべての部材も小間内に収容してください。同様に照明・音響の機材や、ステージ上のMCなどの出演者も装飾に含まれますのでご注意ください。

高さ制限は以下のとおりです。

- 1～30小間 3.6mまで
- 30小間以上 6mまで

- ② 特に来場者の安全確保のため、展示物や装飾物の固定用のアングル材等が通路へはみ出さないよう注意してください。

a) 物品の吊り部分など、突起部分のある物品を展示する場合は、展示位置、取り付け方法に特にご注意ください。なるべく突起部分は削除するようにしてください。

b) ライトを人体に触れる高さ・位置に設置する場合は、カバーなどの養生をしてください。

※ ブース通路側のサイングラフィックに照明を当てる場合のはみ出しについては、規定に沿った場合のみ可能です。ただし、高さ制限を超えることはできません。

詳細は出展要項にてご確認ください。

③自社小間の施工業者を登録するために、すべての出展者は、必ず出展要項「施工業者登録」よりご登録ください。 **自社で施工する場合でも、自社名でご登録ください。**

④バルーンの設定について

ここでいうバルーンとは、いわゆる大型のアド・バルーンを指します。これらのバルーンを設置する際には、以下の条件を満たすようにしてください **(映像を埋め込んだバルーンおよびバルーンに映像を投影することは禁止します)**。

また、その他の飛行物の使用は一切禁止します。

a) 設置に際しては、エリアごとの高さ制限を遵守してください。

●上限を10m／下限を7m

それぞれ下限と小間装飾の最大高との間の空間には、係留用のワイヤー以外のものは一切設置できません(懸垂幕などは禁止)。

b) 設置できるのは、自社小間の敷地上空で、その境界から1m内側に追い込んだ範囲に限ります。展示ホールは、会期中空調を行っていますので、バルーンが空調で揺れてもこの範囲から出ないように注意してください。

c) 消防設備や会場設備の関係上、消防署への申請が必要となる場合もございますので、ブース内に合計面積で150㎡を超えるバルーンを設置する場合は、事務局までご相談ください。事務局ならびに施設側で検討のうえ、ご連絡いたします。

※事前にご相談いただき事務局として受理したものについても、消防から許可されない場合、もしくは、改善命令がある場合がありますのでご注意ください。

※消防署の指導により煙感知器の設置・消火器の設置を義務付けられた場合は、その指示に従ってそれぞれ設置してください。

※無許可でこれらの構造を設置した場合は、直ちに消防署より撤去を命じられることがありますのでご注意ください。

d) ヘリウムの高圧ボンベを小間内にストックする場合は、転倒しないよう固定してください。

⑤飛行物・浮遊物の禁止

自社小間内であっても飛行物(ドローン等)、浮遊物(ヘリウム風船等)は禁止いたします。

⑥共用スペース・会場施設への装飾の禁止

会場施設や共用施工物などへの広告物の掲載、装飾は一切できません。また、会場(通路・壁面・天井等)への照明器具等によるロゴの照射も禁止します。

⑦違反施工の場合

会期前、会期中を問わず、事務局が違反施工と判断した場合は、その時点で直ちに改善していただきます。



● 消防規定

◆ 装飾資材の防火規定

展示場では、消防法第8条の3により、防火対象物品については防火性能を有するものを使用することが義務付けられています。防火対象物品が防火性能を有しない場合は撤去していただくことになります。また、会期中に消防署による査察が行われますので、下記の項目につきましては特に万全を期していただくとともに、所轄の消防署より改善命令があった場合、速やかに必要な措置を講じてください。

- ① 展示用合板、カーペット、カーテン類、バナー、のぼり旗や装飾に使用する幕等は、防火性能を有し、かつこれを証明する防火ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。
- ② 小間装飾の展示用合板、繊維板は、厚さに関係なくすべて防火合板を使用してください（表面に「防火」と書いたラベルが貼付され、赤色のメーカースタンプが押されたもの）。また、カーペットもすべて下記表示のある防火カーペットを使用してください（防火剤吹付け加工では防火基準に合格しません）。
- ③ 防火合板に厚い布またはひだのある紙類を装飾貼付する場合は防火性能を有するものを使用してください。ただし、薄い布紙を防火合板に全面密着させて使用する場合はこの限りではありません。
- ④ 防火素材ではないキャンプ用のテントは「販売物」としての陳列が可能です。その場合は事務局に対し別途申請が必要です。なお会場規定によりキャンプ用のテントをブース運営および装飾として使用することはできません。

◆ 防火性能表示

① 防火合板

採色は、地を白色、文字「防火」を赤色、他の文字および横線は黒色。



② 防火カーペット

採色は、地を白色、文字「防火」を赤色、他の文字および横線は黒色。



◆禁止事項について

火災予防条例により展示場内において、以下の行為は禁止されています。

- ①喫煙行為。
- ②裸火の使用(露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ、火花を発生させる施設)。
- ③石油液化ガス(LPG)、高圧ガスのうち可燃性ガス(ヘリウムは該当しません)の持ち込み。
- ④危険物品(危険物、可燃性固体類等、可燃性ガス、火薬類等)の持ち込み。
※危険物(ガソリン、灯油、サラダ油、マシン油、重油等)
※展示車両の搭載燃料(ガソリン)等は必ず少量にしてください。
- ⑤カーワックス、ガス缶、スプレー、オイル等の物品はすべて持ち込み禁止です。
※展示品については内容物を抜いて、空缶などによる展示をお願いします。
- ⑥エンジンをかけることは禁止です(金～日の開催時間中、残業時間帯)。
※大変危険です。絶対にエンジンをかけないでください。
事務局が危険と判断した場合は、出展そのものの取り消し、または中止を命ずる場合があります。

◆燃料電池車、電気自動車について

燃料電池車と電気自動車において展示のみであれば可能といたします。搭載燃料は必ず少量にしてください。

燃料電池車または電気自動車を電源として使用することは原則禁止とします。ただし、やむをえず使用しなければならない場合は別途、事前申請が必要となります。用途によっては使用を許可できない場合がありますので、事前に必ず事務局へご相談ください。詳細は出展要項にてご確認ください。

●施工に関するその他の注意

◆天井の設置について

- ①小間内に天井構造を設けることは、自動火災感知設備の感知障害、消火設備(放水銃)の散水障害、非常口の視認障害となりますので原則としてこれを禁止します。ただし、遮光・遮音・断熱・防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能を説明できない場合、また展示物品の機能説明のために特別な演出を行う場合、来場導線階段の直下で美観上最低限の天井遮蔽が必要な場合には、天井または屋根の設置を許可することがあります。天井工事をする場合は、申請を行ったうえで、防災処理を施した暗幕などの布製品にて最小限の面積で行ってください。また天井部分の周りは2方向以上開放し、開放部分に下がり壁を設置する場合は、天井より30cm以内としてください。

※天井の上に更に天井を設ける「二重天井」については禁止です。

- コンテナを小間造作として利用し、かつ人員の出入りや電気の配線工事を行う場合も天上構造とみなし、申請が必要となります。

※会場の躯体を利用した吊り下げ天井を含むすべての構造物は禁止です。

- ②ポップアップテントをブース運営で使用する際、天幕・横幕を付けての使用はできません。ポップアップテントの骨組みにバナーなどを設置する場合には、防災性能を有し、かつこれを証明する防災ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。

- ③2階建て構造について

30小間以上のスペースに限り、申請を行ったうえで、2階建て構造が可能です。

※2階建て構造の定義

2階建て構造とは「重層構造となる工作物で、床高が2.1m以上の構造」を指します。ただし、床高が2.1m以下でも下層を人が通行したり、展示スペース、控室として利用する場合はこれを2階建て構造とみなします。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

2階建て構造の設置にあたっては、

- ・柱および梁は鉄骨構造などの不燃材を使用し、かつ十分な強度がある構造とすること。
- ・2階部分には幅員90cm以上の階段を2方向以上設けること。
- ・2階部分の床面積は、付帯する階段やスロープ等の面積を含み500m²以下にすること。
- ・2階部分および階段、スロープには転落防止のための高さ1.1m以上の手すりを設置すること。
- ・避難用の非常用照明を設けること。
- ・3階以上の構造は禁止。また、2階部分の上に天井構造を設けることも禁止。
- ・利用にあたっては、出展者が適正な人数規制を行うものとし、来場者が利用する場合は避難誘導用の係員を配置するとともに、1m²あたり1.5名以下に制限を行うこと。
- ・指定された消防設備を設置すること。

④天井および2階建て構造設置に関する申請

- 許可条件に該当する出展者についても、これらの構造を有する造作を設置する場合は必ず「天井または2階建ての位置・面積・材質を明記した平面図・立面図(断面図)」を用意のうえ、ご相談ください。消防上の指導(構造の変更または煙感知器・消火器等の設置)があり、確認印を押した図面が返送されますので、指導に従ってください。
- 確認印を受けた図面と申請書類を事務局にて確認いたします。なお、消防上の確認がとれた場合でも、出展要項に記載された装飾規定に合致しない場合は、設計を変更していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記申請については、事務局から一括して美浜消防署へ申請いたします。指定期日を過ぎた場合、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

注意

無許可でこれらの構造を設置した場合は、直ちに消防署より撤去を命じられることがありますのでご注意ください。相談窓口および申請窓口につきましては、出展要項にてご案内いたします。

- 嵩上げする場合は、ステージ上のすべての機材および人の高さを含み最大3.6mまでとします。なお、ステージ等の嵩上げの高さは1.8mまでとします。この場合、嵩上げ部分の下はストックスペースなど、最低限の荷物の出し入れを除き、この中へ来場者・スタッフの出入りが無い用途とし、展示スペースとしてはもちろん、スタッフの休憩スペースとしての使用も禁止します。

- ⑤小間造作および展示物は、地震等によっても転倒・落下・移動等のないよう確実に固定・取り付けをしてください。違反または不完全な装飾がある場合には、取り壊していただくこともありますので、計画・設計に際して十分にご注意ください。なお、不明点がある場合は事前に図面等提出のうえ、ご相談ください。
- ⑥会場設備、基礎造作、他社の装飾および出品物等を破損した場合は、理由の如何にかかわらずすべての責任をおとりいただきます。
- ⑦消火器・屋内消火栓・放水銃・自動火災報知設備・非常ベル・誘導灯等が装飾物等で隠蔽されないようご注意ください。また、これらの設備周辺には、それら設備の使用の妨げとなる陳列、工作物、その他の物品を置くことは禁止します。
- ⑧会期中に展示設備および装飾の変更をすることは、事務局の改善指示による場合を除き原則としてできません。
- ⑨展示装飾および出品物を含むすべての物は、会場の天井・柱・壁等既存の構造(躯体等)から吊り下げたり、これらにもたせかけたり、固定したりすることは禁止します。
- ⑩装飾にあたっては、なるべく再利用可能なパネルおよび備品類を活用し、廃棄物を極力生じさせないようご配慮ください。また省資源にご留意ください。

- ⑪出展者が事務局の定める規定に違反もしくは事務局から是正するよう通知されたにもかかわらず、これを行わない場合、事務局はその違反物の撤去もしくはその他の措置を講ずることができるものとします。この場合、出展者は事務局に対し抗議もしくは何らかの請求をすることはできません。また、当該措置にかかった費用は出展者にご請求いたします。
- ⑫搬入・搬出期間中以外で車両を搬入・搬出することはできません。

●アンカー工事

- ①アンカーの打設を行う場合は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。また、打設位置図面を提出してください。なお、申請されても会場建築物の構造上またはその他の事情で、工事が許可されない個所もあります。あらかじめご了承ください。
- ②アンカー打設を行う場合は、会期終了後直ちに原状回復を行うことを条件とし、使用できるアンカーは、長さ80mm／太さ16mm以下のものとします。使用後、ホールインアンカーの頭部が床面より出ている場合には、必ずサンダーにて切断してください。ハンマーによる打ち込みや、ガス溶断、引抜きは絶対にしないでください。アンカーの打設を行った場合は、出展者による原状回復とは別に、アンカー1本につき1,500円(税込1,650円)を補修費として申し受けます。
- ③禁止事項
- a) 床面にコンクリート釘またはドライピット鋸を打ち込むこと。
 - b) サッシ、壁面、柱面に穴を開けること。
 - c) ピット蓋へのアンカーの打設ならびに鉄製のピット蓋へのベース等の溶接。

●原状回復

出展者が会場に工作を施した場合および会場内諸設備を損傷した場合は、6月28日(日)22:30までに完全に原状回復しなければなりません。

回復が十分でなく、または期限までに回復が行われなかったため事務局が代わってこれを実施したときは、その回復に要した費用は当該出展者に請求いたします。

●廃棄物処理

- ①展示品および装飾に関する廃棄物、使用済み資材や小間内および周辺のゴミは、出展者の責任において必ずお持ち帰りください。
- ②放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、清掃業者から出展者に請求いたします。請求された出展者は、請求書受領後直ちにお支払いください。
- ※6月28日(日)22:30以降の放置資材は廃棄物として処理いたします。



●電気について

電気工事は大変危険(火災や感電等)を伴う工事です。二次側電気工事は必ず、電気工事業者(都道府県知事または経済産業大臣に届出済みの業者)が工事を行ってください。

◆展示館内の会場照明

展示場の基本的な一般天井照明の平均照度は約200ルクスです。

◆電気使用申込み手続き

電気を必要とする出展者は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。期日までに申込みのなかった場合は、所要電力計画に組み込めず、電力供給はできません。

◆開閉器(ブレーカー)の設置

電気供給幹線工事(一次側幹線工事)は、事務局において小間内の一端(原則として後壁)まで。

※電源位置の希望がある場合は、出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。

◆電気の供給容量と工事負担について

基本供給はありませんので、**1.0kW毎に9,000円(税込9,900円)**の一次側幹線工事費と、二次側電気工事費は出展者の負担となります。

※1.0kWに満たない電気容量は1.0kWに切上げ計算します。

◆電気使用料と支払方法

①電気使用料金

電気使用料金は会期中**1.0kWにつき3,800円(税込4,180円)**をご負担いただきます。

②支払い方法

電気使用料金および一次側幹線工事費につきましては、会期終了後に飯田電機工業(株)より請求書をお送りいたしますので、請求書の指定期日までにお支払いください。

※1.0kWに満たない電気容量は1.0kWに切上げ計算します。

◆会期中の保守

会期中は、電気保守要員が会場内事務局に常駐しております。小間内にて電気事故発生の際は、速やかに最寄りの事務局までご連絡ください。

◆供給電気種類

供給電気方式は下記のとおりです。

- a) 交流単相・100V・50ヘルツ
- b) 交流単相・200V・50ヘルツ
- c) 交流三相・200V・50ヘルツ

◆電気工事施工上の注意

- ①電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事法に基づく電気工事免状を携帯していなければなりません。
- ②出展者側で施工する小間内電気工事は、すべて会期前までに必ず完了してください。なお、会期中の電気配線工事は認めません。
- ③ネオン設備の使用は禁止します(ただし低圧ネオン管を全面アクリルカバーのうえ、高さ2m以上に設置する場合はこの限りではありません)。
- ④100V照明関係等の配線は、1台が15A以上の器具については1回路毎に分岐し、その他は15A以下毎に1回路とし、また分電盤の主幹もしくは分岐スイッチには必ず漏電ブレーカーを設けてください。
- ⑤施工にあたっては、火災またはその他の危険防止、人体または財物の損傷その他の事故防止について万全の注意を払ってください(特に、来場者が触れられる範囲に照明等を設置するような場合は、その設置位置や保護措置に十分ご配慮ください)。

◆小間内への電気供給および時間

電気供給時間は、原則として6月25日(木)15:00(予定)から6月28日(日)17:30までとします(安全管理上、通電開始が遅れる場合があります)。

◆出展者による保護装置の設置

電源異常および事故による停電、または電圧降下等(原因が特定できない場合も含め)によって出品物、装置、演出機材等を損傷した場合でも、事務局はその責任を負いません。各出展者は、事故防止のために、十分な保護措置を施してください。

◆ブース通路側外壁面の照明について

ブース通路側外壁面に照明器具を使用する場合は、壁面に密着した照明器具(アームスポット含む)を床面から2.7m以上の位置に設置してください。

◆電気供給について

会期中は、作業用電源盤および会場内のメンテナンス用コンセントは使用できません。

※設営時および搬出時は、会場内に設備された作業用電源盤を使用できます。

◆電気工事についての注意

会場設備・躯体に対する直接工事は、申請に基づいたアンカーの打設・切除を除き一切できません。ピット内の作業は事務局が指定した工事業者が一括して行います。会場床面には電気・都市ガス・圧縮空気・水道等を床下に配線・配管するためにピットが敷設されています。このピット内にはあらかじめ設計し申請・許可された配線・配管工事が行われております。従って、事務局が指定した工事業者以外がピット内作業をすることはできません。

●サイレントタイム

6月26日(金)10:00~14:00(サイレントタイム)は音楽を使用したイベント・実演・ステージパフォーマンス等は極力控えてください。商談や取材等を行いやすくする環境作りにご協力ください。

※高校生以下(高校生、中学生)の入場は禁止します。ただし、小学生、未就学児、乳幼児については保護者同伴にて入場可とします。

●残業時間帯の作業について

原則、搬入出においては規定時間内に作業を行なっていただけますようお願いいたします(会期中の搬入出は一切禁止します)。

やむを得ず、規定時間外に作業を行う場合は必ず残業申請を行ってください。申請のない出展者の残業はお断りします。

なお、残業時間帯においては展示に関する作業およびプレスカンファレンスに向けたリハーサルは許可いたします。

その他、自社媒体への掲出であっても当該時間帯での一切の動画撮影および配信は禁止とします。

[残業対象時間] 26日(金)18:00~20:00

27日(土)18:00~20:00



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

●実演

- ①パンフレットやノベルティ等の配布、出品物の説明のためのあらゆる行為、サイン会や抽選会をはじめとしたイベントの実施、アンケートの勧誘および記入といった各出展者が行うすべての行為を実演と呼びます。実演にあたっては、混雑整理・安全確保に十分配慮してください。
- ②実演を通路等共有スペースで行うことは、近隣の出展者の迷惑になるとともに、消防法にも抵触いたしますので、一切禁止します。
- ③実演によって来場者が滞留する場合は、滞留者を自社小間内に收容し、出展者がこの整理にあたってください。この際、通路に列を作ったの整理は禁止します。
- ④事務局は、会場内の保全・管理、秩序の維持、その他安全のため支障があると判断した実演については、出展者に対し必要な措置をとることを命ずることがあります。
- ⑤出展者により必要かつ十分な措置が講じられないと事務局が判断した場合は、実演の制限または中止を命ずることがあります。
- ⑥展示小間以外では一切の実演はできません。
- ⑦実演によって強度の音響・熱気・じんあい・ガス・振動・その他が発生する場合は、あらかじめ防止措置を取り、来場者への安全を確保するとともに、他の出展者や会場に影響をおよぼさないよう十分配慮してください。
- ⑧キャノン砲やスモークマシンの使用、これに類する演出は禁止します。
- ⑨ホーン(警音器)の試聴・実演は禁止します。
- ⑩生バンド演奏は禁止します。
- ⑪公序良俗の観点からキャンペーンガール等の衣装は過度な露出にならないようご配慮ください。
また、入れ墨(タトゥー)等と見受けられる手法は誤解のないよう表記していただくなど、ご配慮ください。
- ⑫実演使用を目的として窒素ガスを持ち込む場合は、必ず転倒防止策に努めてください。

●刃物類に関して

当展示会では、銃砲刀剣類所持等取締法(「第二条2」等)に該当しない刃物(ナイフ、包丁、鉈、斧など)の展示や販売を行うに出展者様には、下記注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

- ①刃物の展示および販売を行う場合は、来場者が簡単に刃物を持ち出すことができないよう対策を必ず講じてください。
- ②ワークショップや刃物の性能等を確認する実演を行う場合は、来場者に対し怪我等の危険性がある旨を説明していただき、必ず事前承諾(誓約書等)を得ていただくようお願いいたします。
また、ブース内で発生した怪我や事故は、出展者の責任となりますのでご注意ください。
- ③千葉県青少年健全育成条例に伴い、未成年に対する刃物の販売はご遠慮ください。ただし、保護者同伴の場合はこの限りではございません。
- ④展示・販売を予定している刃物類のご登録をお願いしております。登録は出展受理後に発行します出展要項の所定様式より申請を行ってください。
- ⑤銃砲刀剣類所持等取締法(「第二条2」等)などに該当する刃物は展示・販売・持ち込みはできません。
ただし、然るべき関係機関への許諾を得た刃物に限り、展示会場内での展示および販売を許可する場合がございます。

詳細については、出展受理後に発行します出展要項をご確認ください。

上記内容および出展要項記載の内容を遵守いただけなかった場合は、**展示・販売・実演をただちに中止していただき、該当物品を撤去いただく場合があります。**

●音量規制

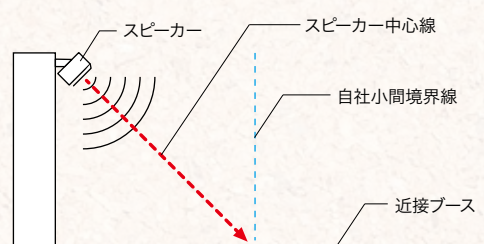
実演等の際し、音が発生する場合には、緊急放送等のアナウンスが聞こえるように、また来場者や近隣の出展者等のクレームに対し音量を調整できるよう措置を施してください。実演に際し音響機材を設置する場合は、以下の点にご注意ください。

①音響機材の音量規制

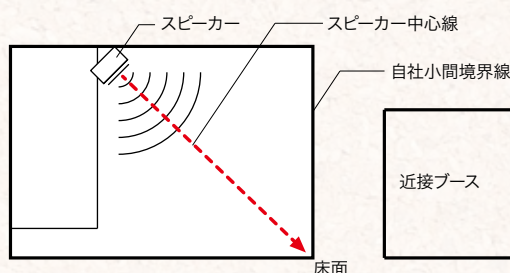
a) 小間内のすべてのスピーカーは小間の内側に向けて設置してください。

スピーカーの中心線の延長が自社小間の境界線内に収まるようにしてください。

■側面から見た場合



■上面から見た場合



b) スピーカーから発する音量は、近隣の出展者または、来場者等からクレームがあった場合、事務局の指示に従い直ちに音量を下げてください。

※事務局からの2回の警告に従っていただけなかった場合は、音響機材の使用停止や次年度以降の出展をお断りさせていただく場合がございます。

c) ステージ等の実施については、実施時間や方法などを近隣の出展者間で調整のうえ、行うようにしてください。

②その他の音量規制AV機器以外の、出品物自体などが発生する音についても、近隣の出展者または、来場者等からクレームがあった場合は、事務局の指示に従い直ちに音量を下げてください。

③ホーン(警音器)を鳴らすことは禁止します。

④ワイヤレスマイク等の無線機器の持込・使用を禁止します。

●小間内の出展者常駐

出展者は、開場時間中は必ず小間内に常駐のうえ、来場者への対応・安全管理および出展物の管理にあたってください。

また会期中は、出展責任者が最後に自社小間内の安全を確認してからお帰りください。



TOKYO
OUTDOOR
SHOW

●試飲試食に関して

TOKYO OUTDOOR SHOWでは、試飲試食を行うことが可能です。

なお、試飲試食の実施は2026年4月15日17:00までに下記の手続きを完了している出展者に限ります。

また、試飲試食を行う場合は**出展申込みと合わせ、試飲試食に関する申請を必ず行ってください。**

指定期日を過ぎた場合、申請は受け付けられませんのでご注意ください。

期日までに試飲試食手続きを行っていない場合は、展示・販売・実演の中止または出展の中止を命じる場合がございます。

- ①出展申込みを行う前に千葉市保健所に対し、食品、提供方法等、試飲試食に関する下記の内容の確認を取ってください。

●提供食品

●提供方法(会場内での料理有無、適切な使い捨て容器・割り箸・爪楊枝の使用等)

●タンク式手洗い設備の設置有無(タンク式手洗い設備+手指消毒液、または手指消毒液のみのどちらかの設置が必要になります。)

●温度管理が必要な食品の場合の保管方法(冷蔵庫、冷凍庫、クーラーボックスの使用等)

千葉市保健所

住所:〒260-0025 千葉県千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー12階

TEL:043-238-9934

担当課:食品安全課

URL:<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoueisei/hokenjo/shokuhin/index.html>

- ②千葉市保健所への確認が完了後、2026年4月15日17:00までに**TOKYO OUTDOOR SHOW 2026 への出展申込みと合わせ、試飲試食に関する申請を必ず行ってください。**

なお、試飲試食に関する申請では**確認を取った保健所の担当者名をご記載いただきます。**あらかじめ必ずご確認ください。

- ③お送りいただいた内容をTOKYO OUTDOOR SHOW実行委員会で確認次第、出展審査および試飲試食の可否を通知いたします。

合わせて、試飲試食を実施する場合は下記の内容を厳守いただく必要がございます。

下記内容を厳守いただけなかった場合は、展示・販売・実演をただちに中止していただき、該当物品を撤去いただく場合または出展の中止を命じる場合がございます。

◆すべての調理、試飲試食の提供は自社小間で行ってください。

◆自社製品(飲食物)を販売およびPRするための試飲試食のみ許可いたします(自社ブースに来場者を引き込むことを目的とした試飲試食、製品(燻製機、ダッチオーブンなどの料理器具等)の機能・性能をPRするための実演による調理行為および試飲試食の提供は禁止です)。

◆試飲試食の提供量は、試飲試食に適した量(一口程度)に限ります。

◆生もの(肉類、魚介類、野菜等)の提供は禁止です。

◆有償での提供は禁止いたします。必ず無償での提供を行ってください。

◆特定原材料8品目および特定原材料に準ずるもの20品目のアレルギーが含まれる食品の試飲試食を行う際は、提供時に必ずアレルギーについての確認を行ってください。

◆試飲試食によって出た空き容器は、試飲試食を提供した出展者が回収を行ってください。

◆食品および容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、じんあい等に汚染されないように保管してください。

◆IH調理器具のみ使用可能です。ガス調理器具等の直火調理は禁止いたします。

◆煙の出る調理行為は禁止です。

◆水道設備の用意はございません。水をご利用の場合は貯水タンク等をご用意ください。なお、会場内施設での給排水はご利用できません。

- ◆別途費用となりますが、給排水の設備をご希望の場合はご相談ください。
- ◆試飲試食および調理行為にて強い匂いが生じる場合は、あらかじめ事務局にお伝えください。
- ◆調理を行う場所に来場者が立ち入りができないようブース設計を行ってください。
- ◆販売物には食品表示法に基づいた食品表示基準に沿ったラベル表示をしてください。

なお、上記内容は出展要項では変更になる場合がございます。
出展受理後に発行します出展要項を改めてご確認ください。

●出品物その他の管理

- ①事務局は最善の注意をもって会場内の保安全管理にあたるものとします。
- ②出展者は自己の責任と費用において、搬入出および会期中の各自の出品物、その他の財物の管理を行ってください(盗難事故に対し十分予防措置を講じるとともに、開場時間中は、小間内にスタッフが常駐するようにしてください)。また、車内物品や夜間の車両の施錠についても、出展者の責任で管理してください。
- ③事務局は自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他の不可抗力が原因による場合を含め、出品物その他の財物の損傷または盗難等これらに関する一切の事故について、その責任を負いません。出展者は、出品物の輸送および搬入出中、会期中を含め、その保護について必要に応じ保険をかけるなどの適当な措置を講じてください。
- ④紛失事故等の予防のため、事務局では一切の物品のお預かり・保管をいたしません。特に、会期中の宅配便等につきましてもお預かりしませんので、物品等を会場に送付する場合は、送り状に展示ホール番号、小間番号、ご担当者の会場での問合せ先を必ずご記入のうえ、各出展者のブースで直接お受け取りください。

〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
幕張メッセ
TOKYO OUTDOOR SHOW 2026
国際展示場 ホール〇 小間番号〇〇〇
表示名 〇〇〇〇
担当者名 〇〇〇〇
※備考欄に会場での連絡先(携帯等)をご記入ください。

- ④盗難が発生したときには、直ちに最寄りの事務局に詳細をご連絡のうえ、所轄警察署に出展者各位にて届出を行い、現場検証を受けた後、保険会社への手続きを行うようにしてください。

●感染症対策について

風邪等ウイルス性の感染拡大予防にご協力をお願いいたします。

- ①発熱、咳、くしゃみ、全身痛、下痢などの症状がある場合は、必ずご来場の前に医療機関にご相談いただき、指示に従って指定の医療機関にて受診してください。場合によっては入場をお断りします。
- ②手洗い、うがいの励行をお願いいたします。
- ③会場内に消毒用アルコールの設置をいたします。
- ④状況に応じて、入場制限を行う場合がございます。
- ⑤空調の使用や扉、窓の開放等により、会場内の換気を行います。
- ⑥会場にて万が一体調が悪くなった場合、我慢なさらずに速やかにお近くのスタッフにお声がけください。

●関係者情報の登録について

安心、安全な環境づくりのため、防犯等の観点により会場内に入場するすべての関係者を管理していただくよう、ご協力をお願いいたします。

出展者の皆様には出展者パスを所持する関係者、搬入出リストバンドを着用する関係者情報を開催日までに作成いただき、管理してください。記載漏れおよび内容の不備については出展者の責任となりますのでご注意ください。（事務局への事前提出は不要です。 管理内容、フォーマットに関しては出展要項をご確認ください）

●事故防止および責任

- ①出展者は、出品物の搬入出・展示・実演に際し、最善の注意を払い、事故防止に努めることとします。
- ②事務局は安全管理もしくは展示会の運営上必要があると認めたときには、出展者に対し、作業の中止、制限、その他出展者の負担で事故防止のために必要なすべての措置を命ずることができます。
- ③事務局は自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故についての一切の責任を負いません。
- ④出展小間内での出品物・装飾物の転落や落下、その他の事故につきましても、当該出展者の責任となります。安全管理には万全を期してください。万一、事故発生の際には、安全確保を行うと同時に速やかに事務局にご連絡ください。
- ⑤出展者は、出展案内および出展要項を遵守するものとします。
- ⑥出展案内および出展要項のいずれかに違反し、事務局からは是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置をとることができるものとし、出展者はこれにつき事務局に対し異議を述べず、かつ何らの請求もしないこととします。
- ⑦本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

●展示会開催の変更および中止

- ①事務局は、天災地変その他の不可抗力ほか、事務局の責に帰し得ない原因により、会期を変更または開催を中止・中断することがあります。
- ②前号の場合、事務局はこれによって生じた出展者・その他の者の損害について責任を負いません。

●イベント保険について

事務局は、搬入・会期・搬出の期間中、警備員を配置して会場内の整理および出展物の保安全管理にあたりますが、以下の各事故に対し事務局は一切の責任を負いかねますので、不測の事態に備え、出展各位にて責任を負える体制を整えてください。

- ◆出展者各位が責を負うべき賠償責任事故。
- ◆出展者各位の出展物、造作、設備、商品等が火災、盗難、破損などにより損害を被る事故。
- ◆出展者ご自身の怪我。
- ◆不測の事態による展示会の中止または延期に伴う費用損害。
- ◆その他、主催者の責によらない事故。

●出展者による出展の取り消し

- ①出展者からの出展申込み取り消し(キャンセル)は、事務局がこれを確認しない限り認められません。
- ②理由の如何にかかわらず、3月9日(月)以降のキャンセルにつきましては全出展料金の50%(税別)、4月1日(水)以降のキャンセルにつきましては全出展料金の100%(税別)のキャンセル料を申し受けます。

●諸費用の負担

- ①出展料については事務局の指定する期日5月29日(金)までにお支払いください。期日までにお支払いがない場合はキャンセルとみなし、出展をお断りいたします(キャンセル料が発生します)。
- ②電気・電話・その他追加申込みなどをされた出展者は、別に定める手続きによってお申込みいただき、展示会終了後にお送りする請求書によって7月末日までに所定料金をお支払いいただきます。
- ③出展物の輸送・搬入出・展示・実演・撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに、出品物・出展者・損害賠償等に対する保険料は、すべて出展者の負担になります。
- ④法規制・関係省庁および事務局による指導に対する改善措置および出展の中止にかかわる費用はすべて出展者の負担とし、出展者は事務局に対し、かかる措置について一切の賠償請求はできないものとします。

●個人情報保護法について

- ①情報登録について
ご登録いただいた情報につきましては、事務局(事務局業務に従事している業者を含む)および後援各社からの連絡事項や情報提供等に使用いたします。なお、第三者に許可なく情報提供はいたしません。
- ②出展者各位における「個人情報」利用についての注意事項
来場者等から個人情報を取得する場合は「個人情報保護法」に基づいた対応をお願いいたします。特にアンケートや記帳等により個人情報を取得する場合は、利用目的を明記し、情報提供者に利用意思を確認してください(個人情報保護法に抵触しているなど、来場者から指摘があった場合は、実施方法の改善または、中止していただく場合がございます)。また、個人情報の収集・利用・保存・管理・廃棄は出展者各位の管理責任となります。事務局では、これら出展者各位で取得した個人情報に関して一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。



●インボイス制度に関して

2023年10月1日より「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

所轄の税務署長に申請し、登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を下記の通り通知いたします。

適格請求書発行事業者登録番号
株式会社三栄 T6011101007349



さらに詳しい出展規定につきましては、出展受理後に発行します「出展要項」をご覧ください。

規定の変更

事務局は、必要と認めた場合、出展規定の一部を変更する場合があります。変更された規定内容については、出展受理後に発行します「出展要項」に記載いたします。

HOW TO APPLY

出展お申し込み方法

●お申し込み期間

◆第一次出展申込み **2026年3月1日(日) 17:00まで**

◆第二次出展申込み **2026年4月15日(水) 17:00まで**

※Webサイトよりお申込みを行ってください。

※展示スペースに空きが発生した場合は申込み期間を延長いたします。

※第一次出展申込みの状況によっては第二次出展申込みを実施しない場合がございます。

●出展料のお支払い

出展料につきましては、下記口座「株式会社三栄」宛にお振込みください。

りそな銀行 新都心営業部 (当座) 0110551

みずほ銀行 高田馬場支店 (当座) 0002020

三井住友銀行 新宿支店 (当座) 0229876

※振込手数料は各社ご負担ください。

※出展料は、2月上旬以降に送付予定の出展受理連絡後にご入金ください。また、別途請求書を発行いたします。

●キャンセル料金

以下の期日を過ぎたキャンセルの場合は、理由の如何を問わず既定のキャンセル料を申し受けます。

また、キャンセル料は出展受理書が届いている場合に発生します。なお、受理書が4月1日以降の発行の場合、届き次第100%のキャンセル料金が発生いたします。

※2026年3月8日(日)までのキャンセルは、キャンセル料がかかりません。

2026年3月9日(月)以降のキャンセル 全出展料金の**50%**(税別)

2026年4月1日(水)以降のキャンセル 全出展料金の**100%**(税別)

●返金について

国からの緊急事態宣言発出等があり、公的機関から開催中止を要請され、開催を中止した場合、出展料金を全額返金致します。

なお、これに生じたすべての経費については、出展者の負担とし、事務局は責任を負いません。

天災地変その他の不可抗力ほか、事務局の責に帰し得ない原因により、会期を変更または開催を中止・中断することがあります。この場合、出展料金の返金はいたしません。

また、事務局はこれによって生じた出展者・その他の者の損害について責任を負いません。

特記事項

■事務局は以下に該当する場合、出展受理の取り消し、もしくは出展料受け取り後でも出展をお断りすることがあります。

1. 出展料が指定期日までに振り込まれない場合
2. ショーの目的に合致しない企業もしくは物品の出展であると事務局が判断した場合
3. 理由の如何を問わず、事務局がその出展を不適当と判断した場合

■指定期日以降のキャンセル、もしくは指定期日までに出展料金のお支払いがない場合は、翌年以降のお申込みは、お受けできない場合があります。

CONTACT

お問い合わせ

●出展についてのお問い合わせ

株式会社三栄 広告ビジネス部

E-mail: koukoku@san-ei-corp.co.jp

●イベントについてのお問い合わせ

TOKYO OUTDOOR SHOW 運営事務局(株式会社三栄内)

E-mail: info_tos@tokyoooutdoorshow.jp

TEL: 03-6773-5301

〒163-1126

東京都新宿区西新宿6-22-1

新宿スクエアタワー26階



TOKYO
OUTDOOR
SHOW